

別冊

寄居町国土強靱化地域計画
資料編

令和4（2022）年3月
（令和8（2025）年3月改正）

寄居町

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

N o	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
(例)	1 行政機能	消防団資機材整備事業	消防団の災害対応能力の向上を図るため、設備を整備する。	R4～R8	10,000	消防団設備整備費補助金	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	〇〇課
1	1 行政機能	消防車両及び消防資機材整備事業	消防団車両、及び消防資機材を計画的に整備する。	R4～R8	60,000	緊急消防援助隊設備整備費補助金	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	自治防災課
2	1 行政機能	消防団詰所車庫整備事業	消防団詰所車庫を計画的に整備する。	R4～R8	90,000	緊急防災減災事業債	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	自治防災課
3	1 行政機能	防災備蓄拠点整備事業	川北、川南にそれぞれ災害に備えた備蓄拠点を設ける。	R4～R8	20,000	消防防災施設整備費補助金・緊急防災減災事業債	4-2, 5-1	自治防災課
4	1 行政機能	耐震性防火水槽整備事業	火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性のある防火水槽を整備する。	R4～R8	8,000	消防防災施設整備費補助金・緊急防災減災事業債	1-1, 7-1	自治防災課
5	1 行政機能	防災資機材整備事業	避難所生活の抜本的な改善のため、平時における普及啓発や地域活性化の取組と連動し、資機材の整備を行う。	R7～R8	5,000	地域未来交付金	4-2, 5-5	自治防災課
6	2 住宅・都市	図書館空調機器改修工事	代替庁舎機能の向上を図るため、図書館の空調設備整備を行う。	R8～R9	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
7	2 住宅・都市	図書館老朽化損傷修繕工事	施設の老朽化による施設の外壁等の損傷の修繕を行い、代替庁舎機能の向上を図る。	未定	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
8	2 住宅・都市	桜沢・用土コミュニティセンター及び西部コミュニティセンターの建設	施設の老朽化による施設の建て替えを行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	公共施設等適正管理（集約化・複合化）推進事業債	1-2, 5-2, 5-3, 5-4	生涯学習課

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

N o	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
9	2 住宅・都市	中央公民館エレベーター交換工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	R8～R9	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
10	2 住宅・都市	総合体育館・アタゴ記念館漏水改善工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	R6～未定	未定	公共施設等適正管理（長寿命化）推進事業債	1-2, 5-1, 5-2, 5-5	生涯学習課
11	2 住宅・都市	総合体育館・アタゴ記念館空調機器設置工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	<u>R8～R9</u>	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
12	4 福祉	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助事業	高齢者施設等における耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備等の施設整備に対して支援を行う。	随時	未定	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1-2	福祉課
13	8 交通	舗装修繕事業	道路交通の安全性の向上を図るため、重要幹線道路の舗装修繕を行う。	R4～R8	210,000	防災・安全交付金	1-6, 3-1, 3-3, 8-2	<u>まちづくり整備課</u>
14	8 交通	橋梁点検・修繕事業	道路交通の安全性の向上を図るため、橋梁の点検・修繕を計画的に進める。	R4～R8	288,144	道路メンテナンス事業補助	3-1, 8-2	<u>まちづくり整備課</u>
15	8 交通	桜沢駅歩道橋修繕事業	桜沢駅歩道橋の安全性の向上を図るため、修繕を行う。	R6～R7	128,726	道路メンテナンス事業補助	3-1, 8-2	<u>まちづくり整備課</u>
16	9 農業	農業施設整備事業	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から住民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。	R4～R12	1,610,000	農村地域防災減災事業	1-3, 6-1, 7-2	産業振興企業誘致課
17	1 1 ライフライン	合併処理浄化槽設置整備推進事業	災害に強く、短期間で復旧が可能な合併処理浄化槽への転換を進め、汚水処理施設の長期に渡る機能停止を回避する。	R7～R11	42,165	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）	2-3	生活環境エコタウン課

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

N o	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
18	1 1 ライフライン	公設浄化槽事業	災害に強く、短期間で復旧が可能な合併処理浄化槽への転換を進め、汚水処理施設の長期に渡る機能停止を回避する。	R7～R11	49,680	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）	2-3	生活環境エコタウン課
19	1 2 教育	防災機能強化事業 <u>(中学校体育館)</u>	避難所機能の向上を図るため、中学校体育館へ空調設備整備を行う。	<u>R8～R12</u>	<u>462,000</u>	学校施設環境改善交付金・ <u>緊急防災減災事業債</u>	5-2、5-5	教育総務課
20	1 2 教育	<u>城南小学校建設及び城南中学校改修事業</u>	老朽化した小学校2校を統合し、 <u>城南小学校</u> を建設するとともに、 <u>小学校受入れに伴う</u> 城南中学校の改修工事を実施し、児童生徒が安心・安全に過ごせる環境を整備する。	R7～R10	<u>2,400,000</u>	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	1-2	教育総務課
21	1 6 老朽化対策	町営住宅整備事業	町営住宅の計画修繕工事等を計画的に進める。	R4～R13	247,120	社会資本整備総合交付金	1-2	<u>まちづくり整備課</u>
22	1 6 老朽化対策	かわせみ荘空調機器改修工事	施設の老朽化による空調機器の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課
23	1 6 老朽化対策	かわせみ荘老朽化損傷修繕工事	施設の老朽化による施設の外壁等の損傷の修繕を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課
24	1 6 老朽化対策	介護老人保健施設やまざくらエレベーター防火区画整備	福祉避難所に指定されている介護老人保健施設のエレベーターの防火区画整備のため防煙シャッターを設置し避難所の安全を確保する。	<u>R8～R9</u>	未定	防災・安全交付金	1-1	福祉課
25	1 6 老朽化対策	介護老人保健施設やまざくら外壁打診調査	福祉避難所に指定されている介護老人保健施設の外壁打診調査を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金（第8.1号点検）

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中期計画における関連する施策の番号		重点化等の内容					今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の重点に定める記載内容										所管省庁へ地域計画の写し（地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された住所の写し）の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限	問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				計画期間内に実施すべき施策（第3章）	推進が特に必要となる施策（第4章）	国土強靱化地域計画の策定を交付要件とすることの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象			地域計画に基づく事業を対象	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が策定した強靱化計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中期計画における関連する施策の番号		国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点化等の内容				今後の見直し予定	『地域計画に明記された事業』の選否に定める記載内容										地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方として当該地方公共団体で策定した地域計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	所管省庁へ地域計画の写し(地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所等の写し)の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限	問合せ先	
				計画期間内に実施すべき施策(第3章)	推進が特に必要となる施策(第4章)		重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の際に一定程度配慮		事業名		箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	担当課(室)	電話番号							
								地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づいた事業を対象											地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づいた事業を対象					
	6	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備事業	176	73												国土強靱化地域計画と地域防災計画等との関係が整理されている場合で、地域防災計画等に掲げる緊急消防援助隊の設備を整備する場合には一定程度配慮する。	緊急消防援助隊設備整備事業(○)等	要望調査の提出期限まで	令和8年1月下旬予定	消防庁消防・救急課	03-5253-7522				
	7	消防団設備整備費補助金	救助用資機材等の整備に対する補助事業	175	72												地域計画への記載の有無以外の要素が同等である申請があった場合、地域計画への記載を一定程度配慮し、採択を行う。	-消防団設備整備事業において、●●の整備を行う。			消防庁地域防災室	03-5253-7561				
	8	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナ緊急導入促進事業)	マイナ緊急の整備に関する補助事業	179	77												国土強靱化地域計画に明記された事業については、重点配分する(配分の考え方)	マイナ緊急端末の整備 ○○市(消防本部)または 救急隊用通信端末整備事業 ○○市(消防本部)	交付申請の提出期限まで	検討中 (補助金要綱を令和7年度中に策定する予定であり策定次第に)	消防庁救急企画室	03-5253-7529				
	9	密集市街地火災対策支援補助金	密集市街地火災対策支援補助事業	216	89													交付の判断にあたって、一定程度配慮する。	○○地域における感震ブレーカーの普及推進(密集市街地火災対策支援事業)。なお、実施箇所については、着目(危険な密集市街地が含まれるエリアを対象とすることが判別できるものである)であれば「○○市全域を対象」といった記載でも可。			消防庁予防課	03-5253-7523			
文部科学省	1	学校施設環境改善交付金	屋内運動場の空調設備整備事業以外	247	103													国土強靱化地域計画に明記された事業については予算の重点配分を行う。	●●小学校・防災機能強化事業(令和7年度)	施設整備計画	交付申請時	大臣官房文教施設企画・防災部施設動成課	03-6734-2466			
			屋内運動場の空調設備整備事業	247	103														国土強靱化地域計画に明記された事業について一定程度配慮を行う。	例①(箇所) 学校体育館空調の整備(●●小学校) 例②(数量) 学校体育館空調の整備(市内●●校) 例③(期間) 学校体育館空調の整備(～●●年度) 例④(総事業費) 学校体育館空調の整備(●●校計) ※事業名(例:学校体育館空調の整備)に加えて、箇所・数量・期間・総事業費のうちいずれか二つ以上を記載する必要がある。	施設整備計画	交付申請時	大臣官房文教施設企画・防災部施設動成課	03-6734-2466		
	2	国宝・重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	299	111													優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○国宝・重要文化財建造物の保存修理 【重要文化財】●●寺院(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化資源活用課	075-451-9660		
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(耐震診断)	299	111														優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○国宝・重要文化財建造物の耐震診断 【重要文化財】●●城天守閣(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化資源活用課	075-451-9660	
			伝統的建造物群基礎強化事業	301	—														優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○伝統的建造物群の防災対策 ●●地区伝統的建造物群保存地区(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化資源活用課	075-451-9660	
			歴史文化遺産・史跡等総合活用整備事業	302	112														優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○史跡等の防災対策の推進 【史跡】●●城跡(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化資源活用課	075-451-9660	
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理技術強化事業	299	—														優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○遺跡出土品の保存修理 【重要文化財】●●道徳関係資料(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化財課一課	075-451-9708	
	3	国宝・重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業	299,301,302	111,112													優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○文化財建造物の防災体制強化 【国宝】●●城防災設備整備(令和7年度)	該当なし	交付申請時	複数回交付時期が見込まれるため記載困難	文化庁文化資源活用課	075-451-9673		
	4	私立学校施設整備費補助金		248	104													20年度予算配分から重点化等を実施予定					高等教育局私学助成課	03-6734-2774		

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中短期計画における関連する施策の番号		国土強靱化地域計画の策定を交付要件とすることの留意	重点化等の内容				今後の見直し予定	『地域計画に明記された事業』の選否に求める記載内容										問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				計画期間内に実施すべき施策（第3章）	推進が特に必要とする施策（第4章）		重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の際に一定程度配慮				事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載力不足として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	所管省庁へ地域計画の取し（地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所の手し）の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
								地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象												地域計画に基づく事業を対象	担当課（室）	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
厚生労働省	1	地方改善施設整備費補助金	障害者等施設整備費補助金	220	95			○							○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中期計画における関連する施策の番号		重点化等の内容				今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の選否に求める記載内容										問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				計画期間内に実施すべき施策（第3章）	推進が特に必要となる施策（第4章）	国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の際に一定程度配慮				事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方針等として当該地方公共団体の策定した地域計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主にご想定される個別計画等の名称	事業の申請時まで	令和8年2月中旬（予定）	農村振興局農林政策部農村計画課	03-6744-2493																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象															地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			都市農業機能発揮対策	307	—							国土強靱化地域計画に基づく施策と連携した事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントを付与（優先採択）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

省庁名		No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中期間計画における関連する施策の番号		重点化等の内容				今後の見直し予定	『地域計画に明記された事業』の選否に定める記載内容										問合せ先									
							国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこのの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化		交付判断の際に一定程度配慮		事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	所有省庁へ地域計画の取組(地域計画)に明記された事業又はに基づく事業が記載された箇所(の取組)の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限										
								地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象														地域計画に基づく事業を対象							
				海岸保全施設整備事業費補助(造港海岸)	35,49.54	10,19.24		○							事前評価において国土強靱化地域計画との整合性が図られている場合に優先的に採択(優先採択)	○	○							海岸保全施設整備事業 ●●地区		事前評価実施時までの提出だが、その時は策定予定時期の明示等でも可(交付決定時までは策定済であることが必要)		令和8年5月頃	水産庁造港造港整備部防災課	03-3502-5304	
経済産業省	1	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	141	—			○							病院・介護施設等の避難が難しい施設以外について、国土強靱化地域計画を策定した地方自治体と住民避難についての協定を結んだ施設について優先的に採択を行う。														資源エネルギー庁燃料流通政策室	03-3501-1320	
			災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	140	65			○							国土強靱化地域計画に基づく事業について優先的に採択を行う。													資源エネルギー庁燃料流通政策室	03-3501-1320		
			離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業	—	—			○							国土強靱化地域計画に基づく事業について優先的に採択を行う。													資源エネルギー庁燃料流通政策室	03-3501-1320		
			地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 燃料供給に関する計画策定支援事業	—	—		○								国土強靱化地域計画に明記された事業について優先的に採択を行う。	○				●●計画を策定する		交付申請時、ただし、交付申請時点では地域計画の策定・改定時期を併し、遡って提出することも可(交付決定時までは策定・改定が必要)		令和7年夏頃(見込)	※申請状況により早期に申請を締め切る可能性あり	資源エネルギー庁燃料流通政策室	03-3501-1320				
	2	工業用水道事業費補助金	工業用水道事業費補助金	122	35		○							国土強靱化地域計画に明記された事業について優先的に採択を行う。	○	○				●●耐震化事業(R●～R●)	●●更新・耐震化計画等	交付申請時までに提出		予算成立時	経済産業省資源地域産業政策課	03-3501-1677					
国土交通省	1	防災・安全交付金	道路事業	91,84,05,66,67,68,95,99	29,38,39,40,42,43,44,57		○								地域計画に明記された事業について、重点配分。	○			○	○				●●修(▲▲工区)拡幅事業 R8～R12 総事業費××億円		要望調査時に提出、ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の提出等でも可(交付決定時までは策定済みであることが必要)		令和8年1月～2月頃	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
			港湾事業	113,114,115	49,50,51		○								国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○								●●港▲▲事業						港湾局計画課	03-5253-8668
			河川事業 (その他総合的な治水事業を含む)	1,35,54	1,10,19		○								国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○			○					●●川▲▲事業						水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455
			砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業	1,35	1,10										国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○			○					●●川▲▲事業						水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
			水道・下水道事業	1,35,120	1,10,62		○								国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○			○					●●地区▲▲事業		要望調査時に報告、ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の報告等でも可(交付決定時までは策定済みであることが必要)		令和8年1月～2月頃 ※上記時期において(案)の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の取組を要報告		水管理・国土保全局水道事業課 水管理・国土保全局下水道事業課	03-5253-8819 03-5253-8430
			海岸事業	1,35,54	1,10,19		○								国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○			○					●●海岸▲▲事業						水管理・国土保全局岸室 港湾局海岸・防災課	03-5253-8471 03-5253-8668
			都市再生整備計画事業	—	—		○								国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○							事業名(例)「●●地区都市再生整備計画事業」等を別表に記載。						都市局市街地整備課	03-5253-8413	

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中長期計画における関連する施策の番号		国土強靱化地域計画の策定を交付要件とすることの適用	重点化等の内容				今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	『地域計画に明記された事業の状況に求める記載内容』										問合せ先				
				計画期間内に実施すべき施策（第3章）	推進が特に必要となる施策（第4章）		重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の原則に一定程度配慮		事業名			箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	所管省庁へ地域計画の写し（地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所等）の提出が必要となる場合の提出時期	具休の期限						
								地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象													地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象				
			都市公園・緑地等事業	46,103,245	21,100,101		○						国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する（配分の考え方）	○						事業名（例「●●都市公園事業」等）を別表に記載。	公園施設長寿命化計画				都市局公園緑地・景観課	03-5253-8419	
			市街地整備事業<都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、都市再生区域整備事業、市街地再開発事業等、都市・地域交通戦略推進事業>	27,214,243	4,97,98		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○						事業名（例「●●都市防災総合推進事業」等）を別表に記載。					都市局都市安全課 都市局市街地整備課 都市局街路交通施設課	03-5253-8400 03-5253-8413 03-5253-8415
			地域住宅計画に基づく事業	214,244	88,97		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。（配分の考え方）	○						災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。					住宅局住宅総合整備課 住宅局市街地整備課 住宅局市街地建築課 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備課	03-5253-8507 03-5253-8515 03-5253-8517
			住環境整備事業	69,214	41,97		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。（配分の考え方）	○						災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、民間道路整備等促進事業等を推進する。					住宅局市街地建築課 住宅局市街地整備課 市街地住宅整備課	03-5253-8515 03-5253-8517
			社会資本整備円滑化地籍整備事業 河川関連事業	58	25		○							予算及び希望状況を踏まえ、通常交付より手厚い配分を行う。	○	○	○	○			土砂災害警戒区域における地籍整備事業（R6～R6年度）	要望調査に併せて提出	令和7年11月頃		政策経路交付地管理情報課地籍整備室	03-5253-8384	
2	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業	216	89		○						国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、密集市街地総合防災事業を推進する。	要望調査時までの提出	令和8年1月～2月頃		住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	03-5253-8517			
		空き家対策総合支援事業	69,213,216	41,87,89		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分の対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。	要望調査時までの提出	令和8年1月～2月頃		住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	03-5253-8508		
		地域居住機能再生推進事業	244	88		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改修事業、住宅市街地総合整備事業等を推進する。	要望調査時までの提出	令和8年1月～2月頃		住宅局住宅総合整備課	03-5253-8507		
		住宅・建築物防災力緊急促進事業	69	41		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。	要望調査時までの提出	令和8年1月～2月頃		住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 住宅局市街地整備課	03-5253-8517 03-5253-8413		
		住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（住宅対策）	69	41		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を優先採択対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、耐震性に優れた木造建築物の建設を推進する。	提案申請時までに提出	令和8年4月（予定）		住宅局住宅生産課	03-5253-8111		
		住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	216	89		○							国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○						災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を推進する。	要望調査時までの提出	令和8年1月～2月頃		住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	03-5253-8517		
3		港湾改修費補助	港湾改修費補助事業（港湾メンテナンス事業含む）	37,113,114,115,116,118	11,32,49,50,51,52						○	交付の判断にあたって、一定程度配慮する。												港湾局計画課	03-5253-8688		
4		海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備推進事業	35,54	10,19		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。	○			○			●●海岸▲▲事業					水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課	03-5253-8471 03-5253-8688		

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施中計画における関連する施策の番号	重点化等の内容				今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	『地域計画に明記された事業』の選否に定める記載内容							地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が決定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	所管省庁へ地域計画の取組（地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所等の取組）の提出が必要となる場合の提出時期	具休の期限	問合せ先		
					国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化		交付判断の際に一定程度配慮			事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例				担当課（室）	電話番号	
						地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象															地域計画に基づく事業を対象
		海岸メンテナンス事業	49	24														●●海岸▲▲事業			水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課	03-5253-8471 03-5253-8888	
		津波対策緊急事業	35.04	10.19														●●海岸▲▲事業			水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課	03-5253-8471 03-5253-8888	
	5	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金	58	25													土砂災害警戒区域における地籍整備事業（R8～R8年度）		要望調査に併せて提出	令和7年11月頃	政策統括官付地理空間情報課地籍整備室	03-5253-8384
	6	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金	58	25													土砂災害警戒区域における地籍整備事業（R8～R8年度）		要望調査に併せて提出	令和7年11月頃	政策統括官付地理空間情報課地籍整備室	03-5253-8383
	7	特定洪水対策等推進事業費補助	事業関連連携河川事業	35.04	10.19													●●川▲▲事業			水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455	
			大規模特定河川事業	35.04	10.19														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455
			河川メンテナンス事業	35	10														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455
	8	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業	35.04	10.19													●●川▲▲事業			水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455	
	9	堤防改良費補助	ダムメンテナンス事業	49	24													●●水系▲▲ダム			水管理・国土保全局河川環境課治水管理室	03-5253-8449	
	10	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業関連連携砂防等事業	35	10														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
		大規模特定砂防等事業	35	10														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466	
		砂防メンテナンス事業	49	24														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466	
		まちづくり連携砂防等事業	35	10														●●川▲▲事業			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466	

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施計画における関連する施策の番号	重点化等の内容							今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	『地域計画に明記された事業』の選定に定める記載内容										問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					国土強靱化地域計画の策定を交付要件とすることの適用		重点配分又は優先採択を行う重点化		交付判断の際に一定程度配慮					事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	希望調査時に報告、ただし、策定中、策定予定の場合は「案」の報告等でも可。	提出が必要となる場合の提出時期			具体の期限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					計画期間内に実施すべき施策（第3章）	推進が特に必要となる施策（第4章）	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	11	下水道防災事業費補助	下水道防災事業	35,120,121	10,34,62												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	第1次国土強靱化実施計画における関連する施策の番号	重点化等の内容										「地域計画」に明記された事業」の選定を求める記載内容										問合せ先																																																																																																																																																																																																									
					国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするとの適用				重点配分又は優先採択を行う重点化			交付判断の際に一定程度配慮			今後の見直し予定	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載力法として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称			関係省庁へ地域計画の申し込みに明記された事業又は基づく事業が記載された箇所(の事)の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限																																																																																																																																																																																																						
					計画期間内に実施すべき施策(第3章)	推進が特に必要となる施策(第4章)	地域計画に明記された事業を対象	重点化	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。											「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。			「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	「第1次国土強靱化実施計画」のうち、推進が特に必要とする施策」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。

備考

○上記は今後変更となる場合があります。令和8年度当初予算成立後、R8.4時点版を送付する予定です。

○重点化とは、交付要綱や通知等において具体的な内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすることをいいます。

・重点配分：適度交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際にポイントを加算するなど

・優先採択：優先的に採択する又は採択決定の際にポイント加算など有利となるようにするなど

○一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断する際に、何らかの配慮等を行うことをいいます。(例：予算の配分や採択に関する条件が同一である場合、優先的に採択・予算配分する。)

○重点化等の支援に該当しないが、国土強靱化地域計画に基づく取組のうちデジタルを活用して地域の課題解決に取り組むものについては、地域未来交付金(デジタル実装型)を活用できることがあります。